

運動部活動に係る活動方針

石川県立金沢辰巳丘高等学校

1 目 標

- (1) 生徒が達成感や自己有用感を持てるような部の運営を図り、人間性や協調性を育むとともに、一人ひとりの個性を伸ばさせ、心身ともにたくましい人間の育成に努める。
- (2) 技能等の向上のみならず、スポーツの楽しさや喜び味合わせることで、有意義な学校生活を実現させるとともに、生涯にわたる豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を育成する。
- (3) 文部科学省が策定した「運動部活動での指導のガイドライン」並びに「石川県における運動部活動のあり方に関する方針」を遵守する。

2 本年度の運動部活動

- (1) 休養日及び活動時間について（原則及び通常練習の設定）

① 休養日

平日：週 1 日

休日：週の土曜日又は日曜日のうち 1 日

合計：週 2 日以上。

※1 大会参加や大会前等で、やむを得ず休養日を土曜日、日曜日ともに設定できない場合は、事前に活動計画等より学校長の承認を得て、翌週の平日に代替の休養日を設ける。ただし、土曜日、日曜日、祝日又は振替休日において、年間 5 2 日の休養日を設ける。（前述の代替の休養日はこれに含まない）

※2 高体連、高野連が主催又は共催する大会に出場した際に、土曜日、日曜日の両日又は日曜日に活動した場合については、年間で設定すべき休養日の 5 2 日以上から減ずることを認める。

② 活動時間

平日：長くとも 2 時間程度

休日：長くとも 3 時間程度

③ その他

- ・夏休み等長期休業中は、まとまった長期の休養期間（オフシーズ）設ける。
- ・定期考査 1 週間前（土曜日、日曜日を含む）は原則、部活動を行わない。
- ・休養日の設定や 1 日の活動時間が原則を超える場合は、校長の許可を得ること。

- (2) 大会参加、県外遠征等

- ・主催者が高体連又は高野連以外の大会に参加する場合や県外遠征、合宿等を計画する場合は、大会参加願、県外遠征届、合宿願等の許可書を提出すること。なお、これらについては必ず、保護者の承諾書を得るものとする。
- ・年間の県外遠征又は合宿については、原則、3 回（10 日）を上限とする。ただし、競技団体の推薦等で実施するものは、この回数に含まない。

- (3) 活動の活動計画書及び活動実績報告について

- ・年度当初には、年間活動計画を提出するとともに、毎月の月別活動計画を前月の 25 日までに提出して、活動に対しての学校長の承認を得ることとする。また、毎月 5 日までに活動実績報告書と休養日実績表を提出すること。